



茅野市議会 2008年12月

野沢明夫の議員報告

茅野市湖東 4241 番地 TEL 0266-77-2058 FAX 0266-77-2052

2009年の新春をお慶び申し上げます。昨年は、議会運営中様々な案件への対応や、議会改革の取り組みについての議論があり、勉強になる一年でした。

本年もさらに掘り下げてまいります。よろしく申し上げます。



12月議会の一般質問は次のような内容でした。

- ① 収納率向上対策と滞納整理について
- ② 裁判員制度導入と有給休暇制度について

① 『収納率向上対策と滞納整理について』

毎年恒例「年末一斉滞納整理」12月1日実施に当たっての出発式が行われました。御用納めの26日まで毎日行われます。現在、茅野市の滞納繰越分は10億に余る額であり、昨年度の内訳では、個人法人とも市民税は2億7500万、固定資産税都市計画税で8億1000万、軽自動車税で1300万有ります。今年の厳しい経済状況から、個人、企業を問わず、収納率もさらに下がるのではないかと懸念もあるようです。現年分（つまり、今年のうちには払わなければならないもの）の10月末時点での収納率は64.％で、年度の残り4ヶ月という時期に、毎年この滞納整理が行われるのも、理にかなった事なのかもしれません。

茅野市では、ここ数年の平均収納率がほぼ97パーセントですから、滞納額は3％、少し乱暴な言い方をすれば100のうち3人の人が税金や料金を払っていないという状況であります。では、市はどうやって納税してもらおうと考えているのでしょうか。

（市の施策）

●コンビニ収納について

従前のベルビアでの土日祝日夜間窓口取り扱いの便宜を図るサービスや、コミュニティーセンターでの扱いに加えて、コンビニで納入できるようになります。年中無給24時間納入でき、納税者の利便性は格段に向上します。これで納入できないと言い訳する人には、言い訳が言いにくくなるというメリットがあります。

●インターネット公売について

納税相談や交渉のなかで、滞納者が任意に提出した品物を、公売するものです。不動産は登記簿上で、預金は銀行などで差し押さえ出来ますが、それ以外に滞納者が所有している現金や貴重品、調度品を差し押さえる必要がある場合、国税徴収法の規定を適用して、住居に強制的に立ち入って物件を探せる「捜査」ができるのですが、市ではそこまでの強行姿勢は示しておりません。

●滞納整理室の現状： 保育料、市営住宅使用料、下水道料金、健康保険料、介護保険料、学校給食費などのうち、悪質、長期、大口のものが各担当課から滞納整理

室に回ってきます。滞納者に対する納税相談にも、同じ市内の職員では、やりにくい面も考えられます。

●私はこちら考える：

- 徴収専門職員に国税庁 OB を採用する。
- 市外の職員を採用して徴税員にする。
- 軽自動車税滞納者にタイヤロックをつけて差し押さえ、市の強い姿勢を伝える。
- 滞納整理週間は毎月行う。規模は小さくてもいいので継続が大切。
- 捜査権を活用して強制捜査を行っている PR する。

(もちろんたとえ「滞納者」であっても「生存権」「営業権」は保証されています。)

(まとめ) 整理回収機構の中坊公平弁護士は「人を動かすのに、正面の理、側面の情、背後の恐怖」が必要だと言っています。正面から納税の必要を訴え、払えない人にはその状況に応じて相談に乗る、しかし払わない人には断固とした処置を取る覚悟が必要だと思えます。滞納者は多重滞納が多いはずで、軽自動車のタイヤロックなんていう小さな処置が、市の強い姿勢をアピールし、大きな予防効果も含めてあるのではないかと思います。規模はともかく「年末に行っている集中滞納整理を一年中やっていますよ」というだけでもその効果はあるだろうと思えます。強制的捜査も 2 か月に一回でよいので行うと効果は計り知れないと思えます。いつ来るか分からない恐怖感がありますから。

迷うことなく、迅速に、法に則って処分を断行するようにしていただきたいと思うと同時に、是非、予想を越えた収納率アップを期待します。

②「裁判員休暇制度」について。

(市の見解)

- 「市職員への導入について」は規則改正して、特別休暇を認める予定とのこと。
- 「市内民間企業への市としての啓発」については裁判所がやることであるとの見解でありました。

● 制度への不安： 裁判員制度導入に伴って、いよいよ、茅野市内でも、人知れず通知が届いた方が 90 名ほどいるとのこととあります。様々な不安を感じている市民は多いと思えます。この質問によって、さらに市民に制度の理解が進むのを期待しているわけとあります。と同時に、この制度の不備を市民に喚起したいと思っております。

● 日数： 実際、裁判の日数は、7割ほどは3日間という見込みだそうとあります。残り3割は5日から6日とかなりの日数がかかるようです。拘束時間が長い。選ばれる人は年齢も様々、そんな中には、市内の大企業から、中小零細企業の従業員まであって対応が分かれているところだと思えます。中小零細企業は裁判員休暇どころではなく、有給休暇制度が有る無しにかかわらず、仕事そのものを抜けられない人もいます。辞退理由で、従業員が会社と裁判所の板ばさみなんて可能性もあります。人数の少ない会社は、従業員が抜ければ、死活問題になるところもあり、裁判所から日当や交通費、宿泊費が出るのだから、給料はその分払いませんという会社もあるでしょう。労働基準法は「会社は労働者が公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合、拒んではならない」と定めていますが「公の職務」の時間を有給とするかどうかは会社の判断に任されているのが現状です。

「裁判員制度」そのものも、「不利益な扱い禁止規定」を求めています。それは休暇を取ることで有給となると会社の判断になるのです。

いずれにしても、県や市が率先して、導入してもらって、体力のある会社から何とか対応してもらうように、是非啓蒙していただきたいと思います。

- 確率： 候補者 330 から 670 人に一人、実際に裁判員になるのが 4000 人に一人、これが生涯に渡ってとなるとおよそ 100 人に一人といわれているんだそうあります。会社にとっても、個人にとっても、他人事じゃない確率であります。長い目で、経過を踏まえた上で、将来的には、何か行政として、裁判員に補助をするよう、要望しました。
- 国への意見：くじ引き選考なんていわずに、選考過程で、地域としてふさわしい人を選択できるような制度して欲しいとか、日当はせめて 15000 円にして欲しいとか、国民が安心して取り組める制度にするために、国民一人ひとりが声を上げなければいけないと思っている次第であります。

☆ 議会報告

● 会派設置の動きについて

昨年 10 月に吉田議長からの提案で自由に「学習グループ」を組織したいと

の提案があり、任意に行うことになりました。しかしながら、グループが出来たことで、その帰属性からといいましようか、内向的意識も相まって、排他的なイメージが広がり、従前の、和やかな雰囲気は一変してしまいました。4 期議員の一人は「議論は割れても議会は割れない」と言っております。正論であります。意見は違っても、意見交換はする。議論が終われば、仲良く付き合う。そういった茅野市議会の「一人ひとりを大切にする伝統」がいまや、崩れていくのではないかと心配をしておりました。

そんな中、今年 10 月の全員協議会で、議長から、「会派制度の導入設置」についての提案があり、制度としての「会派」を議会運営委員会で検討するということになりました。しかし、前段の全員協議会の場で、全員からの意見を聞く中では、ほとんどの議員が、設置に反対もしくは、時期尚早との意見で固まりました。私自身もその結果に安堵しているところであります。議員の資質向上や政策立案のための熟議を求める為の制度は、「会派制」によるものではなく、「議会基本条例」のような、議員個人の活動に、基本的に求められる規範をつくるのが大切だと、私は考えます。

基本条例には「議会報告会」（市長と語る会の議会版）や議会が各団体と意見交換する「シティーミーティング」「重要な案件や陳情の各議員の態度（賛否）の公表」「市側に反問権を与え、質問内容を明確にし、堂堂巡りの質問を避ける」などの検討が求められています。

現在の「学習グループ」も課題別に全員に声を掛け「学習会」として開催し、解決すれば、解散する。臨機応変に対応し、継続的組織化しないことがもめられると思います。それにも増して、常任委員会の充実のための委員会構成や、そのものの機動性を考えなくてはならないと強く感じております。ご意見を下さいませ。

● わたしの政務調査費の使い方

収入	市	120000 円 (10000 円/月)
支出	調査研究費	3000 円 (議連会費)
	資料購入費	25998 円 (書籍代、購読料)
	広報公聴費	111730 円 (議会報告印刷郵送代)
	合計	140728 円 (不足は自己負担)

● 四市町村親睦ゴルフ

◎ 10/6 東急 GC、18 名参加

① 小池一夫(富) 38-37=75

② 野沢明夫 50-44=94

③ 柳沢源太郎 48-48=96

団体①富士見②茅野③原④諏訪

● スポーツ祭三団体野球大会

◎ 10/13 市野球場

③ 議会 1-20 ② 郵便局長

議会 1-7 ① 野球協会

郵便 1-7 野球協会

議会事務局の参加を得るも大敗

9月議会後から現在まで

(議員活動、公職、その他の役職の活動を含む)

- | | | | |
|-------|----------------------------------|--------|-----------------------------|
| 9月21日 | 湖東小学校運動会 | 11月20日 | 諏訪大社献納そば祭り |
| 22日 | パートナーシップ研修会欠 | 21日 | 鹿山避難道路現地確認
北部中音楽会 |
| 25日 | 公共交通を考える会反省会 | 23日 | 新井公民館建設地鎮祭
ライオン財団丸子合同研修会 |
| 26日 | 福祉推進委員研修会東御市 | 26日 | 公民館運営審議会研修視察 |
| 27日 | 笹原保育園運動会 | 28日 | 湖東公民館分主会 |
| 28日 | ワトニ伊勢原市交流 | 12月 1日 | 12月定例議会開会 |
| 29日 | 公民館運営審議会 | 3日 | 森林林業議連サル出没現察 |
| 30日 | 白樺湖下水道組合議会
議会報告配布開始～10/8 | 4日 | 前宮梶の葉会総会 |
| 10月1日 | 消防本、西部署竣工式 | 5日 | 議案質疑全協総務協議会 |
| 5日 | ライオン晴ヶ峰清掃活動 | 6日 | 運動公園清掃
湖東そば収穫祭須栗平 |
| 6日 | 四市町村親睦ゴルフ大会 | 9日 | ～11日一般質問 |
| 8日 | 建設事業団懇談会 | 11日 | 予算決算委員会
総務文教委員会協議会 |
| 9日 | 湖東分主会 | 12日 | 薬物乱用防止講習会上山田 |
| 11日 | 環境自治会刈草ワーク
縄文文化賞授賞式
林清孝様葬儀 | 13日 | 北部スケート大会 |
| 12日 | 井坂杯ワトニ選手権大会 | 14日 | 新井区区総会 |
| 13日 | 市民スポーツ祭
三団体野球大会 | 15日 | 総務文教委員会 |
| 15日 | 伊藤敏男様葬儀
前島昌子様葬儀 | 16日 | ライオンズクラブ×マス会 |
| 16日 | 全員協議会財政研修会 | 17日 | 湖東環境自治会監査 |
| 17日 | 木戸口神社例祭 | 18日 | 12月議会閉会懇親忘年会 |
| 19日 | 消防救護大会(欠) | 19日 | 市区長会湖東地区忘年会 |
| 20日 | 市長と語る会 | 20日 | 内山財産区忘年懇親会(欠)
諏訪湖浄化議連懇談会 |
| 21日 | 白樺下水立科議員交流会 | | ライオン財団委員会×マス会 |
| 25日 | 湖東消防分団林野巡視報告会 | 22日 | レオ募金市長届け
出会いの広場の会設立総会 |
| 26日 | 諏訪湖マラソン給水活動 | 23日 | 新井区役引継ぎ |
| 11月1日 | 社会福祉大会 | 31日 | 前宮梶の葉会 |
| 2日 | 湖東公民館まつり | | |
| 6日 | 防火協会創立20周年記念式 | | |
| 10日 | ～11日総社市表敬訪問
京都市教育委員会視察 | | |
| 12日 | 全員協議会
公共交通市長要望 | | |
| 15日 | パートナーシップ推進大会(欠) | | |
| 16日 | 鹿山財産区委員長杯G大会
まごころ弁当配食(欠) | | |
| 17日 | 体育協会スポーツ議連懇談会 | | |
| 19日 | 福祉推進委員連絡会 | | |

「出会いの広場」の会設立しまし

た。

●本格的に会の事業が始まります。

◎結婚を真剣に考えている人(参加者)を紹介してくれて、団体で出会う機会を企画運営してくれる人(会員)を募集しています。会員会費 ¥1000

◎詳しくは 野沢 77-2058 まで
現在は 35~6人集まっています。